（案）

業 務 委 託 契 約 書

１．業務の名称　　西表島世界遺産センターに係る情報発信コンテンツ企画制作業務

２．業務の場所　　竹富町内外

３．履 行 期 間　　自：令和８年　月　　日
　　至：令和９年 11 月 30 日

４．委託業務料　　金　　円
　　うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第２８条第１項及び第２９条の規定並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したもので、契約金額中課税分に１１０分の１０を乗じて得た金額である。

５．契約保証金　　免除

上記の業務について、委託者　竹富町長　前泊　正人（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項によって、西表島世界遺産センターに係る情報発信コンテンツ企画制作業務（以下「委託業務」という。）の委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、双方が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和　年　月　日

委託者：住　所　　沖縄県石垣市美崎町１１番地１
　　氏　名　　竹富町長　前泊　正人

受託者：住　所
　　名　称
　　氏　名

（案）

（総則）

第１条　甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令並びに沖縄県及び竹富町の条例･規則等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　甲は、その意図する成果を得るため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

（実施計画書）

第２条　乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を記載した実施計画書（任意様式）を契約締結の日から１４日以内に甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　業務内容

(2)　業務の実施方法

(3)　実施工程

(4)　実施体制

(5)　経費内訳表

２　乙は、甲の承認を得た実施計画書に沿って、業務を行わなければならない。

（経費の区分）

第３条　経費の区分は、別紙「経費区分表」のとおりとする。

（契約内容の変更）

第４条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(1)　賃金、物価等に著しい変動があったとき。

(2)　天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。

(3)　この契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。

(4)　行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

２　前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から３０日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

３　第１項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

（計画の変更）

第５条　乙は、第２条の規定に基づき甲の承認を受けた実施計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ実施計画変更等承認申請書（様式第１号）により甲に申請し、その承認を受

けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

(1)　変更に係る内容が軽微なもの（経費区分をまたがる配分額の変更で、各配分額の２０％を超えない範囲での流用増減等）であるとき。

(2)　天変地異その他やむを得ない事由により、契約の一部の履行が困難となったとき。

２　甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

（権利義務の譲渡等）

第６条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（秘密の保持）

第７条　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　乙は、甲の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（著作権の譲渡等）

第８条　乙は、この契約の履行によって作成された報告書その他の成果物（以下「成果物」という。）に係る著作者の権利（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）その他の知的財産権等のうち乙に帰属するもの（乙が従前から保有していた著作物をこの業務のために改修した場合の当該改修部分に係る著作権を含む。）を当該成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。乙は、甲が求める場合には、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

２　乙は、成果物に関して著作者人格権を行使してはならない。また、当該著作物の著作者が乙以外の者であるとき、乙は、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（著作権の侵害の防止）

第９条　乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

２　乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（案）

（再委託の制限）

第１０条　乙は、業務の全部を一括若しくは分割して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託承認申請書（様式第２号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「軽微な部分」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

３　乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、この契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

（履行状況の報告）

第１１条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（損害の負担）

第１２条　業務の実施にあたって生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（完了報告）

第１３条　乙は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式第３号）に成果物一式その他甲が必要と認める書類を添えて甲に報告しなければならない。

（完了検査）

第１４条　甲は、前条の業務完了報告書を受理した日から１０日以内に、乙により実施された業務がこの契約の内容に適合するものであるかの検査を行い、業務の完了を確認しなければならない。

２　乙は、前項の検査に不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正し、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

（額の確定）

第１５条　甲は、前条の検査の結果、業務の実績のうちこの契約の内容に適合するものであると認められる範囲において、甲が支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

２　前項の確定額は、業務に要した経費の額と契約額とのいずれか低い額とする。

（案）

（委託料の支払）

第１６条　乙は、前条に定める通知を受けた後に、委託料（既に受領済の額があるときは、当該受領済額を控除した額）の支払を請求することができる。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から起算して３０日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（部分払）

第１７条　乙は、委託業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは委託業務の出来形部分（以下、「既履行部分」という。）に相応する金額（以下、「業務委託料相当額」という。）について、契約期間中３回を超えない範囲で、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

２　乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を甲にもとめなければならない。この場合においては、甲は１０日以内にその一部について完了検査を行い、その結果を受託者に通知しなければならない。

３　乙は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、適法な当該請求を受けた日から３０日以内に部分払金を支払わなければならない。

４　部分払金の額は、業務委託料相当額を超えない範囲で、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

５　第３項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第４項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とする。

（履行遅滞）

第１８条　甲は、乙が契約期間内に業務が完了しないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年２．５％の違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

２　前項の違約金は、委託料の支払のときに控除し、その額が委託料の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第１９条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和８年度　　円

令和９年度　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和８年度　　円

令和９年度　　円

３　甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第２０条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

２　各会計年度において、前項の規定による部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和９年度　　１回

（受託者の善管注意義務）

第２１条　乙は、善良な管理者としての注意をもって受託業務の遂行に当たらなければならない。

（甲の解除権）

第２２条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

⑴　その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

⑵　竹富町から指名停止措置を受けたとき、乙又はその代理人その他乙の使用人（第１０条の規定により業務の一部を委任又は請け負わせた者及び下請負人（一次又は二次以降の全ての下請負人をいう。）を含む。）が暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する等不適切な者に該当するとき。

⑶　前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　甲は、乙が、第２４条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たときは、契約を解除することができる。

３　第１項又は前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の 10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

第２３条　甲は、業務が完了するまでの間は、前条第１項及び第２項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第２４条　甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき、乙は、契約を解除することができる。

２　乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除の効果）

第２５条　契約が解除された場合には、業務の履行、成果物の引渡し及び委託料の支払いに関する甲及び乙の義務は消滅する。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（帳簿等の整備及び保存）

第２６条　乙は、業務に要する経費について、支出額を明確に記載した帳簿を備え、かつ全ての支出内容を証明又は説明する証拠書類を整備しなければならない。

２　乙は、前項の帳簿等を業務の完了する日の属する年度終了後５年間保存しておかなければならない。

（契約外の事項）

第２７条　この契約書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める

（案）

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

竹富町長　前泊　正人　殿

名　　称
代表者氏名

西表島世界遺産センターに係る情報発信コンテンツ企画制作業務に係る
実施計画変更等承認申請書

西表島世界遺産センターに係る情報発信コンテンツ企画制作業務業務委託契約書第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、承認願います。

記

１　変更の内容

２　変更を必要とする理由

３　変更後の業務委託に要する経費の内訳（新旧対比）

経　費　区　分	変更前の金額（円）	変更後の金額（円）	差　引（円）

（案）

（様式第２号）

令和　　年　　月　　日

竹富町長　前泊　正人　殿

名　　称
代表者氏名

西表島世界遺産センターに係る情報発信コンテンツ企画制作業務に係る再委託承認申請書

業務の実施にあたり、下記のとおり再委託を行う必要があるため、西表島世界遺産センターに係る情報発信コンテンツ企画制作業務業務委託契約書第 10 条第１項の規定に基づき申請します。

記

１　再委託を予定する業務

２　再委託予定額

３　再委託先

４　再委託の必要性

５　再委託先選定理由

６　再委託先の適格性

（案）

（様式第３号）

令和　　年　　月　　日

竹富町長　前泊　正人　殿

名　　称
代表者氏名

西表島世界遺産センターに係る情報発信コンテンツ企画制作業務に係る業務完了報告書

西表島世界遺産センターに係る情報発信コンテンツ企画制作業務業務委託契約書第 13 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　委託業務の実施期間

令和　　年　　月　　日　着手

令和　　年　　月　　日　完了

２　業務の成果

３　契約額及びその精算額

経　費　区　分	契　約　額（円）	精　算　額（円）	差　引（円）

４　添付書類

(1)　収支精算書及び支出済額明細書

(2)　委託業務等の経過又は成果を証する書類

(3)　その他参考となる書類

（案）

（別紙）

経 費 区 分 表

経費区分	金額（円）	備考
1　直接人件費		
2　直接経費 報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び貸借料		
3　一般管理費		（(直接人件費＋直接経費）×一般管理費率）－端数処理
業　務　価　格		
消費税及び地方消費税		業務価格×10％
委託業務料（税込）		